

令和2年4月9日

(一社)神奈川県警備業協会
会 員 各 位

(一社)神奈川県警備業協会
会 長 畠 山 操

緊急事態宣言後の対応について（ご連絡）

新緑の候、会員の皆様方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、協会運営につきまして格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、4月7日、神奈川県をはじめ7都府県に対して緊急事態宣言が発令されました。緊急事態宣言は「外出自粛の要請」や「多数の人が利用する施設の使用の制限の要請や指示」などを内容とし、感染拡大を防ぐためには、「人と人との接触を8割程度削減する」ことを強く要請しております。

こうした情勢を踏まえ、当協会では、会員の皆様方の健康を一番に考え、新型コロナウイルス感染拡大防止に必要な対策をとることは、やむを得ないと判断し、他県等の動向を参考としながら、下記のとおり教育事業等の見直しを行うことといたしました。

つきましては、会員の皆様方には、大変ご迷惑、ご心配をおかけいたしますが、こうした現状をご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 教育事業

(1) 新任警備員教育

コロナの脅威、政府の方針を勘案すれば、全ての講習を中止するという考えもありますが、新任教育は、採用者に対する教育で会員からの開催要望が強いことから、厚生労働省が示す感染予防対策や少人数での開催などを徹底し、実施いたします。

従いまして、受講者を送り出す会社担当者におかれましては、協会からの感染防止に関する遵守事項を確実に受講者が徹底するようご指示をお願いいたします。

(2) 現任警備員教育

宣言期間中である5月6日（水）までの講習を中止といたします。現任教育につきましては、1年間に10時間以上という法定教育であります

ので、現任警備員教育実施日程表をご確認いただき、計画の見直しをご検討いただきますようお願いいたします。

(3) 特別講習

6月までの講習は中止といたします。7月以降の開催については、概ね1か月前を目途にご連絡いたします。

(4) 警備員指導教育責任者講習

神奈川県公安委員会から6月までの講習は中止との連絡をいただいております。7月以降の開催については、同委員会からの連絡をお待ちください。

2 定時総会

協会では、第66回定時総会を5月25日(月)開催に向けて準備を進めておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底を期するため、総会後の懇親会を中止し、例年より規模を縮小した開催を検討しております。